

## 『国民年金ハンドブック』令和3年度版 お詫びと訂正

『国民年金ハンドブック』令和3年度版の本文の35頁および36頁の記述に誤りがありました。お詫びとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

該当箇所	誤	正
35頁 上から3～4行目	単身児童扶養者（未婚のひとり親）	ひとり親
36頁 上から3～4行目	寡婦または単身児童扶養者27万円（特別寡婦の場合35万円）、勤労学生27万円	寡婦27万円，ひとり親35万円，勤労学生27万円